

報告第3

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月4日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

別紙

専 決 処 分 書

事故による和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年3月26日

白岡市長 藤井 栄一郎

- 1 事故発生日時 令和8年3月5日（木）午前10時15分頃
- 2 事故発生場所 白岡市千駄野456番地
白岡市仮設本庁舎来庁者用駐車場
- 3 相手方 白岡市 [REDACTED]
[REDACTED]
- 4 事故の概要 市職員が駐車中の公用車のドアを開けた際、強風により隣に駐車していた車両にぶつかり、損傷させたものである。
- 5 損害賠償額 357,092円